生駒市教育委員会規則第8号

生駒市生涯学習施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年7月17日

生駒市教育委員会委員長 中井 公人

生駒市生涯学習施設条例施行規則の一部を改正する規則

生駒市生涯学習施設条例施行規則(平成24年4月生駒市教育委員会規則第5 号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表を次のように改める。

名称	使用時間
たけまるホール	午前9時から午後10時まで
鹿ノ台ふれあいホール	
生駒市図書会館	
生駒市コミュニティセンター	
南コミュニティセンターせせらぎ	
北コミュニティセンターISTAはばたき	
芸術会館美楽茶	
やまびこホール	午前9時から午後9時まで

第3条第1項の表中

(1) 月曜日

- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和2 3年法律第178号)第2条に規定す る国民の祝日(以下「祝日」という。)
- (3) 祝日が月曜日に当たるときは、そ の翌日
- (4) その前日及び翌日が祝日である日
- (5) 12月27日から翌年の1月5日 までの日

を

(1) 月曜日(その日が国民の祝日に 関する法律(昭和23年法律第1 78号)第2条に規定する国民の 祝日(以下「祝日」という。)に当

(2) 12月27日から翌年の1月5日 までの日 に改める。

附則

たるときを除く。)

(施行期日)

1 この規則は、平成24年7月17日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の生駒市生涯学習施設条例施行規則の規定は、平成25年4月1日以 後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。